

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する
「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	7
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	10
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	16
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	18
6. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	21
7. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	22
8. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	27
9. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	36
10. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	49
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	50
12. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	54
13. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	56
14. 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	58
15. 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱い の一部改正新旧対照表	60

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する発行者をいう。以下同じ。)からの申請により行うものとする。この場合における上場申請に係る株券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。)を含む。以下同じ。)、優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)及び外国株預託証券等(外国株券に係る権利を表示する預託証券(法第2条第1項第20号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は外国株信託受益証券(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいう。以下同じ。)の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第7号a及び第8号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。)及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」</p> <p>2部</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日まで</p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する発行者をいう。以下同じ。)からの申請により行うものとする。この場合における上場申請に係る株券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。)を含む。以下同じ。)、優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)及び外国株預託証券等(外国株券に係る権利を表示する預託証券(法第2条第1項第20号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は外国株信託受益証券(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第7号a及び第8号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。)及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」</p> <p>2部</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日まで</p>

に、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d までに規定する書類については各2部、e から i までに規定する書類については各1部

a・b (略)

c 削除

d～i (略)

(6)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合は、当該事業年度の翌事業年度の間会計期間に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための半期報告書」2部を提出するものとする。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第4号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

に、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d までに規定する書類については各2部、e から i までに規定する書類については各1部

a・b (略)

c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正四半期報告書を含む。）

d～i (略)

(6)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(削る)	<p>(1) <u>基準事業年度(第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に經理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。)の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合</u> <u>当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。</u>ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする(次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。)</p>
(削る)	<p>(2) <u>事業年度末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合</u> <u>当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」</u></p>
(削る)	<p>(3) <u>事業年度末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合</u> <u>当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」</u></p>
(削る)	<p>(4) <u>第1号から第3号の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合</u> <u>第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表</u></p>
<p>7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。</p>	<p>7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。))にあっては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。</p>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第2項第4号の規定により提出する「上	(2) 第2項第4号の規定により提出する「上

場申請のための有価証券報告書」又は前項の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書）をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（同表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書）をいう。）又は中間会計期間に係る財務書類をいう。以下同じ。）

(3) (略)

8 新規上場申請者（前項ただし書の適用を受ける外国会社を除く。）は、本所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、前項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「期中レビュー概要書」各1部を提出するものとする。

9～12 (略)

（Q-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合）

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ-Boardへの上場申請を行うことができるものとする。

(1) (略)

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株

場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

(3) (略)

8 新規上場申請者（前項ただし書の適用を受ける外国会社を除く。）は、本所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。

9～12 (略)

（Q-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合）

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ-Boardへの上場申請を行うことができるものとする。

(1) (略)

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株

式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)

2～5 (略)

(上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第7条の4 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同上第6項各号に規定する「上場申請のための半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新株予約権証券の上場)

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a (略)

b 直前の中間会計期間又は事業年度(直前で提出した半期報告書又は有価証券報告書が対象とする中間会計期間又は事業年度をいう。)の末日において債務超過であること。

(4) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第5項第5号及び同条第6項から第8項まで並びに第7条の4の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する四半期会計期間

(1 事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。)をいう。以下同じ。)又は四半期連結会計期間

(1 連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分

式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。

2～5 (略)

(上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第7条の4 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同上第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新株予約権証券の上場)

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a (略)

b 直前の四半期会計期間又は事業年度(直前で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。)の末日において債務超過であること。

(4) (略)

2 (略)

した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第10条の3の規定は、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出した上場会社から適用し、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出していない上場会社については、なお従前の例による。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>中間会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>中間会計期間</u>及び連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>又は<u>期中レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d (略)</p> <p>(7)の2 登録上場会社等監査人による監査 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>中間会計期間</u>及び連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>について、登録上場会社等監査人(公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)をいう。)(本所が適当でないことを認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、<u>中間監査</u>又は<u>期</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>四半期会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、<u>四半期報告書</u>並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>四半期会計期間</u>及び連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」を含む。)が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d (略)</p> <p>(7)の2 登録上場会社等監査人による監査 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>四半期会計期間</u>及び連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>について、登録上場会社等監査人(公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)をいう。)(本所が適当でないことを認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査又は<u>四半期</u></p>

中レビューを受けていること。

(8)～(11) (略)

2～6 (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

d (略)

(5)の2 登録上場会社等監査人による監査「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等及び中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)(本所が適当でないとする者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

(6) (略)

2～4 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する四半期会計期間(1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を

レビューを受けていること。

(8)～(11) (略)

2～6 (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

d (略)

(5)の2 登録上場会社等監査人による監査「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)(本所が適当でないとする者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(6) (略)

2～4 (略)

3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準については、なお従前の例による。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a d (略)</p> <p>a e 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）<u>第1条の2</u>に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>a f <u>財務諸表等、中間財務諸表等又は第3号の2に規定する四半期財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a f の2 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は<u>第18条の2第1項</u>の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）</p> <p>a g～a l (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p>n の2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をい</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a d (略)</p> <p>a e 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）<u>第1条の3</u>に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>a f <u>財務諸表等又は四半期財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a f の2 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は<u>第17条の15の2第1項</u>の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）</p> <p>a g～a l (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p>n の2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をい</p>

う。)が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。)ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o・p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間(1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。)をいう。以下同じ。)(第2四半期会計期間を除く。)の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r・rの2 (略)

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと(前号a fの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。)及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

tの2 開示府令第15条の2第3項、第15

う。)が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。)ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o・p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r・rの2 (略)

s 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと(前号a fの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。)及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

tの2 開示府令第15条の2第3項、第15

条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は第3号の2に規定する四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

uの2～w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

(3)の2 前第3号に規定する場合のほか、当該上場会社は、四半期累計期間(事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。)(第2四半期累計期間を除く。)又は四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間(1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下同じ。)の末日までの期間をいう。以下同じ。)(第2四半期連結累計期間を除く。)に係る決算の内容を定めるものとし、その内容が定まった場合

この場合において、当該決算の内容には、本所が定めるところにより作成する四半期財務諸表等を含めるものとする。

(3)の3 当該上場会社(半期報告書に含まれる中間財務諸表等に対して、公認会計士等による中間監査報告書又は期中レビュー報告書の添付が求められていない上場外国会社を除く。第3号の4において同じ。)は、本所が定める場合に該当したときは、当該場合に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間、同号に規定する四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受けなければならない。

条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨(特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載されることとなったこと。

uの2～w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

(新設)

(新設)

(3)の4 上場会社は、第3号の2に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受けた場合は、当該公認会計士等が本所が定めるところにより作成した期中レビュー報告書を添付し、第3号の2に定める開示を行うものとする。

(4) 当該上場会社の属する企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。以下同じ。)の売上高、営業利益、経常利益又は純利益(上場会社がIFRS任意適用会社(連結財務諸表規則第312条又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第326条第2項に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は中間財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。)である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

(5)～(7) (略)

2～7 (略)

8 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間(第2四半期連結累計期間を除く。)に係る決算の内容を第1項第3号又は同項第3号の2の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。

9～14 (略)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第3条 (略)

2 前項の規定により照会を受けた上場有価証

(新設)

(4) 当該上場会社の属する企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。以下同じ。)の売上高、営業利益、経常利益又は純利益(上場会社がIFRS任意適用会社(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。)である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

(5)～(7) (略)

2～7 (略)

8 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。

9～14 (略)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第3条 (略)

(新設)

券の発行者は、本所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の本所への報告を行うものとする。

3 第1項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

4 （略）

5 （略）

（実効性の確保に係る規定の審査における本所への協力義務）

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が第14条から第15条まで、第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第4条又は企業行動規範に関する規則第22条の規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 （略）

（開示内容の変更又は訂正）

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条、第2条の2又は第3条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 上場有価証券の発行者は、第2条第1項第3号の3の規定により公認会計士等の期中レビューを受けた四半期財務諸表等について前項の規定により変更又は訂正する場合において、同条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等を改めて作成するときは、当該四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受け、同条第1項第3号の4に規定するレビュー報告書を添付し、前項の開示を行うものとする。

3 第2条の4から第2条の6までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

（特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出）

第14条の3 本所は、株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 （略）

4 （略）

（本所への協力義務）

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 （略）

（開示内容の変更又は訂正）

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条、第2条の2又は第3条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

（新設）

2 第2条の4から第2条の6までの規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

（特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出）

第14条の3 本所は、株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項

第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。

2 株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券等の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3～5 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第2条第1項第1号a e及びa fの2並びに同項第2号sからuまでの規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第2条第1項第1号a f、同項第3号から第3号の4まで、同条第8項及び第4条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。

2 株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券等の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3～5 (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公認会計士等)</p> <p>第8条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は<u>中間財務諸表等の監査証明等</u>(法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。)を行う公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)として選任するものとする。</p> <p>2 <u>上場会社(上場外国会社を除く。)</u>は、<u>適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、当該発行者の会計監査人を、当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任するものとする。</u></p> <p>3 <u>前1項の規定にかかわらず、Q-B o a r dの上場会社(上場外国会社を除く。)</u>は、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該Q-B o a r dの上場会社(上場外国会社を除く。)の会計監査人を同項の公認会計士等として選任するものとする。</p> <p>(買収への対応方針の導入に係る遵守事項)</p> <p>第10条 上場会社は、<u>買収への対応方針(上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、<u>差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当て等</u>を行うことにより当該上場会社に対する買収(主に、<u>買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。)</u>に<u>対抗する旨を定めた対応の方針をいう。以下同じ。)</u>を導入(買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。)する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</u></p> <p>(1) 開示の十分性 買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。</p> <p>(2) 透明性 買収への対抗措置(買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な</p>	<p>(公認会計士等)</p> <p>第8条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等の監査証明等</u>(法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。)を行う公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)として選任するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、Q-B o a r dの上場会社(上場外国会社を除く。)</u>は、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該Q-B o a r dの上場会社(上場外国会社を除く。)の会計監査人を同項の公認会計士等として選任するものとする。</p> <p>(買収防衛策の導入に係る遵守事項)</p> <p>第10条 上場会社は、<u>買収防衛策(上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、<u>新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。)</u>の実現を困難にする方策のうち、<u>経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。)</u>を導入(買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。)</u>する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 開示の十分性 買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。</p> <p>(2) 透明性 買収防衛策の発動(買収防衛策の内容を実行することにより、<u>買収の実現を困難にす</u></p>

行為をいう。)の発動(買収への対抗措置を
実行することをいう。以下同じ。)及び廃止
(発動された買収への対抗措置を取り止め
ることをいう。)の条件が経営者の恣意的な
判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要
因その他投資者に不測の損害を与える要因
を含む買収への対応方針でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した
内容の買収への対応方針であること。

ることをいう。以下同じ。)及び廃止(買収
防衛策として発行された新株又は新株予約
権を消却する等導入された買収防衛策を取
り止めることをいう。)の条件が経営者の恣
意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要
因その他投資者に不測の損害を与える要因
を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した
内容の買収防衛策であること。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施
行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この改正規定施
行の日(以下「施行日」という。)以後に開始
する四半期会計期間(1事業年度が3か月を
超える場合に、当該年度の期間を3か月ごと
に区分した期間(当該各期間のうち最後の期
間を除く。)をいう。以下同じ。)又は四半期連
結会計期間(1連結会計年度が3か月を超え
る場合に、当該連結会計年度の期間を3か月
ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後
の期間を除く。)をいう。以下同じ。)を含む四
半期累計期間(事業年度の開始の日から四半
期会計期間の末日までの期間をいう。以下同
じ。)及び中間会計期間又は四半期連結累計期
間(連結会計年度の開始の日から四半期連結
会計期間の末日までの期間をいう。以下同
じ。)及び中間連結会計期間から適用し、施行
日以後に開始する四半期会計期間又は四半期
連結会計期間を含まない四半期累計期間又は
四半期連結累計期間については、なお従前の
例による。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書</u>(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は<u>中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書</u>を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>第3条の5第1項第2号a又はbに該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき</p> <p>(11)の2～(20) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を含む。)を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>第3条の5第1項第2号に該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき</p> <p>(11)の2～(20) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(<u>上場廃止に係る該当性の判断における本所への協力義務</u>)</p> <p>第3条の3 上場会社は、本所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは<u>中間財務諸表等の監査証明等又は上場会社の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等の期中レビュー</u>を行う公認会計士等(当該公認会計士等であつた者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(本所への協力義務)</p> <p>第3条の3 上場会社は、本所が当該上場会社の発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等の監査証明等</u>を行う公認会計士等(当該公認会計士等であつた者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特別注意銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるとき</p>	<p>(特別注意銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるとき</p>

は、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 次の a から c までのいずれかに該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

c 上場会社の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等に、同条第1項第3号の4の規定により、期中レビュー報告書が添付された場合であって、当該期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されたとき。ただし、「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) ~ (5) (略)

2~11 (略)

1.2 適時開示規則第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく照会について準用する。

1.3 (略)

(実効性の確保に係る規定の審査における本所への協力義務)

第3条の6 上場会社は、本所が第3条の5の規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場会社は、前項の規定により本所が当該

は、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 次の a 又は b に該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(新設)

(3) ~ (5) (略)

2~11 (略)

(新設)

1.2 (略)

(新設)

(新設)

公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第2条第1項第10号及び第3条の5の規定の適用については、なお従前の例による。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(不動産投資信託証券に係る適時開示)</p> <p>第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p>(k) 特別支配株主(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。)ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(<u>上場廃止に係る該当性の判断における本所への協力義務</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(実効性の確保)</p> <p>第11条の4 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条から第15条まで、企業行動規範に関する規則第22条、<u>株券上場廃止基準第3条の4及び第3条の6</u>の規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る適時開示)</p> <p>第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p>(k) 特別支配株主(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。)ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(本所への協力義務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(実効性の確保)</p> <p>第11条の4 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条から第15条まで、企業行動規範に関する規則第22条及び株券上場廃止基準第3条の4の規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及びIIの部からなるものとし、次のaからdまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ-B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部とし、新規上場申請者(Q-B o a r dへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由によりIIの部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a～bの3 (略)</p> <p>c 新規上場申請者が外国会社(継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)は、財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4. の2 第3条(新規上場申請手続)第6項関係</p> <p><u>第6項の規定に基づき「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合、同項に規定する期間の末日における中間貸借対照表を提出するものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>2. 第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及びIIの部からなるものとし、次のaからdまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ-B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部とし、新規上場申請者(Q-B o a r dへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由によりIIの部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a～bの3 (略)</p> <p>c 新規上場申請者が外国会社(継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)は、財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4. の2 第3条(新規上場申請手続)第6項関係</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。</u></p>

(削る)

(削る)

5. 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は期中レビューについて、第7項本文に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付することを要するものとする。

(2) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(3) 第7項ただし書に規定する「本所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(2)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a 第1号に掲げる財務書類が、2.(1)のeの規定に基づき財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成されていること。

b (略)

(4) (略)

(2) 新規上場申請者が外国会社(四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)(以下「四半期財務諸表等規則」という。)第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) 第4号の規定において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等規則第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

5. 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は四半期レビューについて、第7項本文に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付することを要するものとする。

(2) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(3) 第7項ただし書に規定する「本所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(2)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a 第1号に掲げる財務書類が、2.(1)のeの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

b (略)

(4) (略)

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係
第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「期中レビュー概要書」については、次の取扱によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 「監査概要書」は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「期中レビュー報告書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「期中レビュー概要書」は、前5.(2)の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

14. の2 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次のa及びbに定めるところによる。
 - a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第8条の2の2、第130条及び第211条並びに連結財務諸表規則第8条の3、第96条及び第192条に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は同規則第153条第1項若しくは同規則第263条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は中間貸借対照表

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係
第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 「監査概要書」は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「四半期レビュー報告書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前5.(2)の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

14. の2 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次のa及びbに定めるところによる。
 - a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等規則第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額

(比較情報を除く。以下この(4)において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は同規則第182条第1項若しくは第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この(4)において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは第316条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

b (略)

(5)・(6) (略)

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項に規定する「本所が定める書類」とは、次のaからcに掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 第3条第6項第4号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(2) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の4.の2、5.、6.、16.の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する四半期会計期間(1事

に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表(比較情報を除く。以下この(4)において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この(4)において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

b (略)

(5)・(6) (略)

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項に規定する「本所が定める書類」とは、次のaからcに掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 第3条第6項第4号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(2) (略)

業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等については、なお従前の例による。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第5号関係</p> <p>(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者が買収への対応方針</u>を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を遵守していること。</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第5号関係</p> <p>(a) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者が買収への対応方針</u>を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第5号関係</p> <p>(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者が買収防衛策</u>を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を遵守していること。</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第5号関係</p> <p>(a) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者が買収防衛策</u>を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書に記載された直前中間会計期間の末日における「純資産の額」

(b) (略)

b 前a(a)に規定する直前中間会計期間の末日における「純資産の額」とは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、適時開示規則という。))第2条第1項第4号に規定する連結財務諸表規則をいう。以下同じ。)の規定により作成された中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第153条第1項又は第263条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社(適時開示規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合又は同規則第314条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

c 削除

d bの規定にかかわらず、新規上場申請者

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」

(b) (略)

b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。)である場合又は同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの場合において、有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この(5)において同じ。)が負でないことを要するものとする。

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上

が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の a (a) に規定する直前中間会計期間の末日における「純資産の額」とは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額 (財務諸表等規則 (適時開示規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する財務諸表等規則をいう。以下同じ。)の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 1 8 2 条第 1 項又は第 2 8 1 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e b から前 d までの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の a (a) に規定する直前中間会計期間の末日における「純資産の額」とは、新規上場申請者が中間連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が中間連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

f 前 e において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、前 a に規定する直前中間会計期間の末日以前 3 年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は前 a に規定する直前中間会計期間の末日における同中値により行うものとする。

g a (a) において、新規上場申請者 (新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この g において同じ。) が同 (a) に規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等 (非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。) を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、有価証券上場規程取扱い要領 2. (3) d の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額 (a から前 f までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。) 又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行

場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の a (a) に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e b から前 d までの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の a (a) に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

f 前 e において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、前 a に規定する直前四半期会計期間の末日以前 3 年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は前 a に規定する直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

g a (a) において、新規上場申請者 (新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この g において同じ。) が同 (a) に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等 (非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。) を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、有価証券上場規程取扱い要領 2. (3) d の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額 (a から前 f までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。) 又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて

っているときには、このgの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

h a (a)において、新規上場申請者が同(a)に規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i a (a)において、新規上場申請者が、同(a)に規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前中間会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

j bから前iまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前中間会計期間」とあるのは、「基準事業年度」と、「中間連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第153条第1項又は第263条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「中間貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「中間連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合中間貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」とそれぞれ読み替えるものとする。

行っているときには、このgの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

h a (a)において、新規上場申請者が同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i a (a)において、新規上場申請者が、同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

j bから前iまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは、「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「上場

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。ただし、この(6)においては、比較情報(有価証券上場規程に関する取扱い要領14.の2(4)に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- b 前aの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第316条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- c・d (略)
- e 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損

申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)」とあるのは「財務諸表等規則」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- b 前aの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- c・d (略)
- e 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結

益計算書等（中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、又は中間連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは中間損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより1年間の利益の額を算定するものとする。この場合において、aからcまでの規定は、中間連結損益計算書等又は中間損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

f～g （略）

h 新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、本所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

i （略）

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5にお

損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより1年間の利益の額を算定するものとする。この場合において、aからcまでの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

f～g （略）

h 新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、本所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

i （略）

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、法第24条の4の7及

いて準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e (略)

(8)～(11) (略)

4. 第5条(Q-Boardへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 第4号関係

(a) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を遵守していること。

び第24条の5において準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e (略)

(8)～(11) (略)

4. 第5条(Q-Boardへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 第4号関係

(a) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を遵守していること。

(b) ~ (e) (略)
(2) ~ (4) (略)

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) ~ (4) (略)
(5) 虚偽記載又は不適正意見等
a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されていない場合は、基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

7. 第7条(上場市場の変更審査)関係

(1) (略)
(2) 2.(5)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、2.(5)中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)以後に上場市場変更申請者が半期報告書を作成した場合」と、「「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書」とあるのは「半期報告書」と、「「上場申請のための有価証券報告書」」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) ~ (5) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施

(b) ~ (e) (略)
(2) ~ (4) (略)

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) ~ (4) (略)
(5) 虚偽記載又は不適正意見等
a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

7. 第7条(上場市場の変更審査)関係

(1) (略)
(2) 2.(5)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、2.(5)中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「「上場申請のための有価証券報告書」」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) ~ (5) (略)

2 改正後の2.、5. 及び7. までの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る上場審査基準の取扱い及び上場市場の変更審査の取扱いから適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る上場審査基準の取扱い及び上場市場の変更審査の取扱いについては、なお従前の例による。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項 <u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当て（優先出資者割当てを含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴い発行する場合を除く。</u></p> <p>b 第1号hに掲げる事項 (a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ～ニ (略) ホ 取引規制府令第49条第1項第8号イに掲げる事項</p> <p>(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ～ニ (略) ホ 取引規制府令第49条第1項第8号ロ又はハに掲げる事項</p> <p>c 第1号jに掲げる事項 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) (略)</p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項 <u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当て（優先出資者割当てを含む。）による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴い発行する場合を除く。</u></p> <p>b 第1号hに掲げる事項 (a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ～ニ (略) ホ 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項</p> <p>(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ～ニ (略) ホ 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項</p> <p>c 第1号jに掲げる事項 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) (略)</p>

(b) 取引規制府令第49条第1項第9号に定める事項

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 取引規制府令第49条第1項第10号ロに掲げる事項

e 第1号lに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

(a)～(i) (略)

(j) 取引規制府令第49条第1項第11号に定める事項

f 第1号mに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ～ハ (略)

ニ 取引規制府令第49条第1項第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 取引規制府令第49条第1項第12号ロに掲げる事項

g (略)

h 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 取引規制府令第49条第1項第13号に定める事項

i 第1号rに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 取引規制府令第49条第1項第14号に定める事項

j～l (略)

(1)の2～(3) (略)

(3)の2 第3号の2に規定する四半期財務

(b) 取引規制府令第49条第9号に定める事項

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項

e 第1号lに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

(a)～(i) (略)

(j) 取引規制府令第49条第11号に定める事項

f 第1号mに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ～ハ (略)

ニ 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合
次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

g (略)

h 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 取引規制府令第49条第13号に定める事項

i 第1号rに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 取引規制府令第49条第14号に定める事項

j～l (略)

(1)の2～(3) (略)

(新設)

諸表等は、別添「四半期財務諸表等作成基準」に準拠して作成するものとする。

(3) の3 第3号の3に規定する本所が定める場合とは、次のaからiまでに定める場合をいう。

(新設)

a 直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書又は直近の半期報告書の間接財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書(直近の半期報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されている場合にあつては、直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書)において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合

b 法第24条の2第1項又は法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書において、aに該当する場合

c 直近の内部統制監査報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合

d 直近の内部統制報告書において、「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までには是正されなかった理由」が記載されている場合

e 法第24条の4の5第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正内部統制報告書において、前dに該当する場合

f 直近の有価証券報告書をその事業年度経過後3か月以内(上場外国会社にあつてはその事業年度経過後6か月以内)に内閣総理大臣等に提出できない場合又は半期報告書を法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間内(法第24条の5第10項の規定による通知を受けた上場外国会社にあつては、法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間の末日又は施行令第4条の2の12に規定する起算日から15日を経過する日のいずれ

か遅い日まで)に内閣総理大臣等に提出できない場合。ただし、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。

g 直近の半期報告書において、法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される中間財務諸表等に監査証明府令第3条第1項の中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されている場合。ただし、当該半期報告書に係る中間会計期間若しくは中間連結会計期間が属する事業年度若しくは連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているとき又は財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。

h 第3号の4の規定に基づく四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書において、公認会計士等の「限定事項を付した限定付結論」、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、当該四半期財務諸表等に係る四半期累計期間(事業年度の開始の日から四半期会計期間(1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下同じ。)の末日までの期間をいう。以下同じ。)又は四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間(1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下同じ。)の末日までの期間をいう。以下同じ。)が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。

i 法第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正届出書(新規上場申請に際して提出した有価証券届出書に係る訂正届出書に限る。)の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」

旨が記載されている場合。ただし、上場会社が上場日以後に有価証券報告書を提出しているときを除く。

(3) の4 第3号の4に規定する本所が定めるところにより作成した期中レビュー報告書とは、監査証明府令第3条第4項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書をいう。

(4)・(5) (略)

2. の5 第4条(開示内容の変更又は訂正)関係

上場有価証券の発行者が第2条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。)の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2. の5の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。
- 3 金融商品取引法の一部を改正する法律(令和5年法律第79号。以下「改正法」という。)による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書(改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。以下「旧法による四半期報告書」という。)が提出されている場合(直近の四半期報告書に係る四半期会計期間又は四半期連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。)であって、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる規定に該当するものとみなす。

(1) 当該四半期報告書の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる

(新設)

(4)・(5) (略)

2. の5 第4条(開示内容の変更又は訂正)関係

上場有価証券の発行者が第2条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。)の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

事業を行う会社（以下「特定事業会社」という。）にあつては、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書を含む。）において、公認会計士等の「否定的結論」、「除外事項を付した限定付結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合

改正後の1. (3)の3 a

(2) 改正法による改正前の法第24条の4の7第4項の規定による訂正報告書において、株券上場廃止基準令和6年4月1日改正付則第2項に該当する場合

改正後の1. (3)の3 b

(3) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書を、当該期間の経過後45日以内に内閣総理大臣に提出できないとき（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。）

改正後の1. (3)の3 f

(4) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書において、改正法による改正前の法第24条の4の7第4項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される四半期財務諸表等（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）に監査証明府令第3条第1項の四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。）が添付されている場合（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。）

改正後の1. (3)の3 g

別添 四半期財務諸表等の作成基準

(新設)

四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

（定義）

第1条 本作成基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会のことをいう。

(2) 財務諸表等規則ガイドライン 金融庁が定める「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(3) 四半期財務諸表 四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（第5条第1項の規定により準用する財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により作成する場合には、指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

(4) 四半期財務諸表等 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表等又は四半期累計期間に係る財務書類をいう。

(5) 四半期連結財務諸表 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（第5条第2項の規定により準用する連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第5条第3項の規定により準用する同規則第314条の規定により修正国際基準により作成する場合には、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

(6) 連結財務諸表規則ガイドライン 金融庁が定める「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(四半期財務諸表等作成の一般原則)

第2条 四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び中間財務諸表等の作成に当たって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。

- 2 前項で採用した会計方針は正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。
- 3 四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

(比較情報の作成)

第3条 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

- (1) 四半期連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

2 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

- (1) 四半期貸借対照表 前事業年度に係る事項
- (2) 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項
- (3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）に準拠するものとする。

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
財務諸表等規則第149条	中間貸借対照表日	四半期貸借対照表日
	第一種中間財務諸表	四半期財務諸表等
財務諸表等規則ガイドライン149-3	前事業年度	前会計期間 (前事業年度又は前四半期会計期間をいう。)
	規則第8条の27	証券会員制法人福岡証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号において準用する規則第8条の27等
	中間貸借対照表日	四半期貸借対照表日
	当中間会計期間	当四半期会計期間
	事業年度の末日までの期間に対応した内容	「当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容

財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-4	規則	証券会員制 法人福岡証 券取引所に より公表さ れた四半期 財務諸表等 の作成基準 第4条第1 項第2号に おいて準用 する規則
	少なくとも 当中間会計 期間の属す る事業年度 の末日まで	少なくとも 翌四半期会 計期間の末 日まで
	前事業年度	前会計期間 (前事業年 度又は前四 半期会計期 間をいう。)
財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-5	前事業年度	前会計期間 (前事業年 度又は前四 半期会計期 間をいう。)
	当中間会計 期間	当四半期会 計期間
	第一種中間 財務諸表	四半期財務 諸表等
	規則	証券会員制 法人福岡証 券取引所に より公表さ れた四半期 財務諸表等 の作成基準 第4条第1 項第2号に おいて準用 する規則
財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-6	中間貸借対 照表日後	四半期貸借 対照表日後
	中間会計期 間が属する 事業年度 (当該中間	四半期会計 期間が属す る事業年度 (当該四半

	<u>会計期間を 除く。)</u>	<u>期会計期間 以前の期間 を除く。)</u>
	<u>規則第13 7条に規定 する重要な 後発事象</u>	<u>企業会計基 準第12号 第19項 (19)又 は第25項 (18)に 規定する重 要な後発事 象</u>

(3) 上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記するものとする。

(4) 前3号に定めのない事項については、四半期財務諸表を作成する場合には財務諸表等規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、四半期連結財務諸表を作成する場合には連結財務諸表規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、それぞれ従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1) 四半期連結貸借対照表(連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期貸借対照表)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期損益計算書)

(3) 企業会計基準第12号第19項(2)、(2-2)、(3)若しくは(3-2)又は第25項(1)、(1-2)、(2)若しくは(2-2)に基づく会計方針の変更に
関する注記

(4) 企業会計基準第12号第19項(4)若しくは(4-2)又は第25項(3)若しくは(3-2)に基づく会計上の見積りの
変更に関する注記

(5) 企業会計基準第12号第19項(6)又は第25項(5)に基づく四半期特有の
会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第12号第19項(7)又は第25項(5-2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第12号第19項(13)又は第25項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第12号第19項(14)又は第25項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記

(9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

(10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

(指定国際会計基準等に係る四半期財務諸表等)

第5条 財務諸表等規則第326条第2項及び第327条の規定は、同規則第1条の2の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期財務諸表を作成する場合について準用する。この場合において、「前項の規定により」とあるのは「証券会員制法人福岡証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項の規定により」と、「財務諸表又は中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表」と読み替えるものとする。

2 連結財務諸表規則第312条及び第313条の規定は、同規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

3 連結財務諸表規則第314条及び第315条の規定は、同規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

4 連結財務諸表規則第316条から第320条までの規定は、同規則第316条の適用を受ける上場会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

5 上場会社は、前各項の規定により四半期財務諸表等を作成する場合には、前条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

(外国会社の四半期財務諸表等)

第6条 財務諸表等規則第328条から第332条までの規定は、同規則第1条の3に規定する外国会社が四半期累計期間に係る財務書類を作成する場合について準用する。

2 上場外国会社は、前項の規定により四半期累計期間に係る財務書類を作成する場合には、第4条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6. 第22条（公表措置）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p>e 第10条の規定 <u>買収への対応方針</u>の内容、その開示状況</p> <p>f～i (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>6. 第22条（公表措置）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p>e 第10条の規定 <u>買収防衛策</u>の内容、その開示状況</p> <p>f～i (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第8条の2の2、<u>第130条及び第211条並びに連結財務諸表規則第8条の3、第96条及び第192条</u>に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。<u>この号において以下同じ。</u>）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則<u>第314条</u>若しくは同規則<u>第316条</u>の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、<u>連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2</u>に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則<u>第94条</u>若しくは同規則<u>第95条</u>の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。</p>

b ~ f (略)
(6) ~ (9) (略)
(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延
第10号に規定する取扱いで定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいい、第10号に規定する取扱いで定める期間とは、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める期間をいう。
a (略)
b 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前aに該当する場合を除く。）法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後3か月以内
(11) ~ (11)の2 (略)
(12) 上場契約違反等
a 第12号aに規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。
(a) 上場会社が、第3条の3第2項及び第3条の6第2項に規定する書面又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面若しくは同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は同規則第14条の3第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。
イ 第3条の3第2項及び第3条の6第2項に規定する書面又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面若しくは同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は第14条の3第5項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号aに該当することとなること。
ロ・ハ (略)
(b)・(c) (略)
b ~ f (略)
(13)・(14) (略)
(15) 株主の権利の不当な制限
第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認

b ~ f (略)
(6) ~ (9) (略)
(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延
第10号に規定する取扱いで定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいい、第10号に規定する取扱いで定める期間とは、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める期間をいう。
a (略)
b 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前aに該当する場合を除く。）法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後3か月以内
(11) ~ (11)の2 (略)
(12) 上場契約違反等
a 第12号aに規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。
(a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は同規則第14条の3第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。
イ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項又は第14条の3第5項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号aに該当することとなること。
ロ・ハ (略)
(b)・(c) (略)
b ~ f (略)
(13)・(14) (略)
(15) 株主の権利の不当な制限
第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認

めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとは本所が認めた場合を含むものとする。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、買収への対応方針の導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ~ i (略)

(16) ~ (19) (略)

3. の2 第3条の5(特別注意銘柄の指定及び指定解除)関係

(1)・(2) (略)

(2)の2 第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b(a)に規定する本所が定める場合とは、a又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに掲げる場合をいう。

a 本則市場の上場会社

(a) 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間の中間財務諸表等又は四半期会計期間(1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下同じ。)若しくは四半期連結会計期間(1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下同じ。)の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等(直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同号に規定する決算の内容が対象とするものをいう。)に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(b) 株券上場審査基準第4条第1項第5号又は第6号に適合していない場合。この場合において、株券上場審査基準第4条第1項第5号中「上場日」とあるのは、「直前の事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間(直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は適時開示規則第2条第1項第3号の2に定める決算の内容が対象とする事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間をいう。)の末日」と、株券上場

めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとは本所が認めた場合を含むものとする。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ~ i (略)

(16) ~ (19) (略)

3. の2 第3条の5(特別注意銘柄の指定及び指定解除)関係

(1)・(2) (略)

(2)の2 第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b(a)に規定する本所が定める場合とは、a又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに掲げる場合をいう。

a 本則市場の上場会社

(a) 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等(直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。)に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(b) 株券上場審査基準第4条第1項第5号又は第6号に適合していない場合。この場合において、株券上場審査基準第4条第1項第5号中「上場日」とあるのは、「直前の四半期会計期間又は事業年度(直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。)の末日」と、株券上場審査基準第4条第1項第6号中「基準事業年度(有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上

審査基準第4条第1項第6号中「基準事業年度（有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは、「直前事業年度」と読み替える。

b Q—B o a r dの上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間の中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の適時開示規則第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同号に定める決算の内容が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(2)の3 第4項第2号b(b)、第7項第2号b及び第10項第1号b(b)に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第2条第1項第5号に規定に準じて算定し、債務超過の状態となった場合

(2)の4 (略)

(2)の5 第13項に規定する本所が定める日とは、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに掲げる日をいう。

a 第13項第1号に定める場合
第13項第1号に規定する上場市場の変更の日

b 第13項第2号に定める場合
第13項第2号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日

c 第13項第3号に定める場合
第13項第3号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日

(3)～(4) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の3.の2の規定の適用については、なお従前の例による。

場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）とあるのは、「直前事業年度」と読み替える。

b Q—B o a r dの上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

(2)の3 第4項第2号b(b)、第7項第2号b及び第10項第1号b(b)に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第2条第1項第5号に定める債務超過の状態となった場合

(2)の4 (略)

(2)の5 第12項に規定する本所が定める日とは、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに掲げる日をいう。

a 第12項第1号に定める場合
第12項第1号に規定する上場市場の変更の日

b 第12項第2号に定める場合
第12項第2号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日

c 第12項第3号に定める場合
第12項第3号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日

(3)～(4) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>(a)～(h)の3 (略)</p> <p>(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、<u>中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(j)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、<u>中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。</p> <p>ロ (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>(a)～(h)の3 (略)</p> <p>(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(j)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、<u>中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。</p> <p>ロ (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 金融商品取引法の一部を改正する法律(令和5年法律第79号。以下「改正法」という。)に</p>	

よる改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第3条第1号a（i）及び同条第3号a（g）の規定の適用については、なお従前の例による。

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>(1) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Q-Boardへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い2.（7）の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、<u>監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書</u>において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p>(2) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Q-Boardへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱いb中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、<u>監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書</u>において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の2. の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期</p>	<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>(1) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Q-Boardへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い2.（7）の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合<u>並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書</u>において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p>(2) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Q-Boardへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱いb中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合<u>並びに監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書</u>において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p>

会計期間又は四半期連結会計期間を含まない
四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係
る新規上場申請に係る上場審査基準の特例に
ついては、なお従前の例による。

平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>(1) 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2.</p> <p>(7)（同取扱い7.（4）において準用する場合を含む。以下この（1）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2.（7）d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、<u>中間監査報告書又は期中レビュー報告書</u>において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p>(2) 第1項の規定の適用を受けるQ-B o a r dへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱い5.（5）b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「<u>除外事項を付した限定付意見</u>」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p>	<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>(1) 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2.</p> <p>(7)（同取扱い7.（4）において準用する場合を含む。以下この（1）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2.（7）d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書<u>又は四半期レビュー報告書</u>において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p>(2) 第1項の規定の適用を受けるQ-B o a r dへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱い5.（5）b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の2. の規定は、ここの改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日か</p>	

ら四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。)若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。

**2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱い
の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>(1) 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2. (7)（同取扱い7.（4）において準用する場合を含む。以下この（1）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2. (7) d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、<u>中間監査報告書又は期中レビュー報告書</u>において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、<u>「除外事項を付した限定付意見」</u>又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p>(2) 第1項の規定の適用を受けるQ－b o a r dへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱い5.（5）b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は<u>期中レビュー報告書</u>において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、<u>「除外事項を付した限定付意見」</u>又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の2. の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含</p>	<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>(1) 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2. (7)（同取扱い7.（4）において準用する場合を含む。以下この（1）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2. (7) d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書<u>又は四半期レビュー報告書</u>において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p> <p>(2) 第1項の規定の適用を受けるQ－b o a r dへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱い5.（5）b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p>

む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。